

流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会（第9回会合）議事概要

平成28年11月16日

公正取引委員会

1 日時 平成28年11月11日（金）13時00分～14時30分

2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階官房第2会議室

3 出席者

（研究会委員）

座長	土井 教之	関西学院大学名誉教授 イノベーション研究センター客員研究員 技術革新と寡占競争研究センター客員研究員
会員	川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
	滝澤 紗矢子	東北大学大学院法学研究科准教授
	武田 邦宣	大阪大学大学院法学研究科教授
	中尾 雄一	パナソニック株式会社アプライアンス社日本地域コンシューマーマーケティング部門コンシューマーマーケティングジャパン本部法務部法務課課長
	中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部法務シニアオフィサー
	丸山 雅祥	神戸大学大学院経営学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	渡邊 新矢	外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士

（事務局）

公正取引委員会事務総局 菅久経済取引局取引部長，佐久間官房参事官，
小林経済取引局取引部取引企画課課長補佐

4 会議次第

（1）開会

（2）最近の流通実態の変化（総代理店・並行輸入品の実態等）について

（3）「安売り業者への販売禁止」及び「価格に関する広告・表示の制限」の考え方

（4）閉会

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課 電話 03-3581-3371（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

5 議事概要

事務局から配布資料に基づき説明があり、その後、議論を行った。
各会員から出された主な意見の概要は次のとおり。

ガイドライン第3部の記載について

- 実際に事業者はガイドラインの記載内容を踏まえた対応をしており、現在もそれによって総代理店による取引等が円滑に行われていることから、記載を削除すると混乱を生じるおそれがある。
- 総代理店契約は、特に新規参入の際の有効な手段として経済的な効率性を有し競争を促進する働きがあること、その一方で競争者間で行われる場合には競争を阻害する方向にも働く可能性があることについて、引き続き考え方を示す必要がある。
- 特に並行輸入に関しては商標法との関係が問題となるため、しっかりと考え方を記載する必要がある。
- 第3部に含まれる内容については、競争者間の水平的な関係が問題となることや、並行輸入の不当阻害が取引妨害として問題となる場合など、特有の観点が含まれることから垂直的制限行為の考え方で整理しきれない部分があるため、内容を整理しつつ記載を残す必要があるのではないかと。
- 第1部や第2部と考え方が共通する部分など統合できるところは統合し、記載振りを揃えるなど、ガイドライン全体として統一感のある形とすることが望ましい。

原則違法の行為類型について

(安売り業者への販売禁止について)

- 安売りを行うことを理由に当該流通業者への販売を禁止することが原則として独占禁止法上問題となること自体に異論はない。ただし、安売りを理由とするのではなく選択的流通の結果として、安売り業者が商品を取り扱えなくなった場合は問題ないとされていることから、選択的流通が認められる場合の考え方について更に検討する必要があるのではないかと。

(価格に関する広告・表示の制限について)

- 小売業者の広告・表示価格をメーカー等が決定して拘束する行為が反競争性の高いものであるということに異論はない。ただし、小売業者が広告・表示を行うに際してメーカー等に問い合わせた場合などに、メーカー等から小売業者に対し、拘束性のない形で参考価格を示すことは問題ないのではないかと。

(ガイドラインにおける位置付けについて)

- 「安売り業者への販売禁止」や「価格に関する広告・表示の制限」については再販売価格維持行為の考え方に準じて原則違法となるという整理を踏まえ、分かりや

すさの観点から見直し後のガイドラインにおける位置付け等について検討する必要があるのではないか。

選択的流通について

- 選択的流通について、設定される基準がそれなりの合理的な理由に基づくものと認められることが必要であるとされているが、具体例を記載するなど、この「それなりの合理的な理由」についての記載を拡充すべきではないか。
- ガイドラインにおいて「当該商品の品質の保持、適切な使用の確保等」がそれなりの合理的な理由の例として挙げられているが、例えばこの「品質の保持」は商品自体の安全性等だけでなくサービス品質等も含むなど、広い概念で使われていると思われ、具体例などをあまり書きすぎると限定的に解釈されるおそれがあるのではないか。
- マーケティングには価格や製品、販促活動など様々なものが関係するため、「それなりの合理的な理由」もいろいろなものが含まれ得る形で記載する必要がある。その際に抽象的な表現をすると応用は利くが、一方で範囲が不明確にもなることに留意する必要がある。
- 一般論として選択的流通の記載を充実化することには賛成だが、現在の記載に加えて記載すべき具体的事例があまり出てこない中で、新しい考え方を示すことには慎重になる必要がある。
- 実際の事案において争点となるのは、選択的流通の基準がそれなりの合理的な理由に基づくものか否かではなく、商品の取扱いを禁止される真の理由が、基準を満たさないことなのか安売りをしていることなのかという点であることがほとんどだと思われる。そこでの判断で重要な基準となるのは、ほかの事業者も同様の扱いがされているか否かだと考えられる。

オンライン取引への影響について

- 「安売り業者への販売禁止」や「価格に関する広告・表示の制限」は、オンライン販売の制限につながり得る行為であり、消費者の買い回りの利益や、事業者のイノベーションを損なうおそれがあるため、これらを緩やかに認めることには慎重になるべきである。
- 選択的流通とオンライン取引の関係については世界中で同じような問題に直面しており、この二つは緊張関係に立つ部分があることに留意する必要がある。
- 対面販売等による商品説明を確保するための選択的流通とオンライン取引との関係に関しては、医薬品のオンライン販売において、消費者が購入に際して製品説明を読んだことをチェックするシステムや、問い合わせ先の明示等によって対応していることなどが参考になるのではないか。

以上